



路上喫煙禁止エリアマップ

Public Non-smoking Area



平成24年10月1日から静岡駅南口広場地区が路上喫煙禁止になりました。

禁止地区で禁止されていること

歩行中の喫煙行為だけでなく、立ち止まった喫煙、腰掛けての喫煙、自転車の乗車中の喫煙など、喫煙及び火のついたたばこを持つこと自体が禁止されています。携帯灰皿を使用しての路上喫煙も禁止です。また手に持っていないくても、放置することも含まれます。

指導員と過料について

路上喫煙禁止地区では、路上喫煙被害等防止指導員が巡回指導を行っています。指導員は地区内での喫煙者に指導をするとともに、2000円の過料を徴収することができます。



が路上喫煙禁止地区です。(地下道は地下部分です)

Smoking in a "Public Non-smoking Area" is prohibited.

在路上吸烟禁止地区，在路上不许吸烟。